

消費税の軽減税率制度について

～「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を軽減税率の対象とする場合のそれぞれの具体案と課題（概要）～

この資料は、第1回消費税軽減税率制度検討委員会（2月9日開催）での議論を踏まえ、まずは飲食料品分野を対象とする制度案について具体的な検討を進めるとの方針の下、今後の検討に資するため、「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日、与党税制協議会）で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題をまとめたものである。

	対象品目	区分経理	所要財源	主な特徴
「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	食品表示法に基づく食品表示基準の対象となるものの譲渡 食品衛生法の許可を受けて飲食店営業等を営む事業者が行う飲食料品を飲食させる役務の提供（風営法の許可・届出が必要な者が行うものを除く）	EU型インボイス方式（6月5日資料 ^{（注）} D案）を導入。ただし、経過措置として、当面3年程度は、区分経理に対応した請求書等保存方式（6月5日資料B案）とする。 （注）「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日 与党税制協議会）	税率軽減幅を1%とする 場合：6,600億円程度 税率軽減幅を2%とする 場合：1.3兆円程度 安定財源の確保策について、別途検討が必要。	対象品目の範囲が広く、紛れがないため、消費者にとって分かりやすく、対象品目の線引き判断に係る事業者の事務負担も相対的に軽い。 対象品目の範囲が広いと、類似性・代替性のある品目間での税率差は生じにくい。 関連事業者の範囲が広く、適正課税の観点から、EU型インボイス方式の導入が必要。 所要財源が大きく、安定財源の確保の調整に困難が予想される。
「生鮮食品」 を対象とする場合	食品表示法に基づく生鮮食品に係る食品表示基準の対象となるものの譲渡	EU型インボイス方式（6月5日資料D案）を導入。ただし、経過措置として、当面3年程度は、区分経理に対応した請求書等保存方式（6月5日資料B案）とする。	税率軽減幅を1%とする 場合：1,700億円程度 税率軽減幅を2%とする 場合：3,400億円程度 安定財源の確保策について、別途検討が必要。	生鮮食品のみを対象とすることや、生鮮食品か否かの線引きについて消費者の納得を得ることは困難であり、事業者の線引き判断やクレーム対応等に係る事務負担が大きい。 低所得者の購入頻度の高い加工食品が対象外となり、痛税感の緩和が減殺される。 類似性・代替性のある品目間（米とパン・うどん等）で税率が異なり、消費行動等を歪めるおそれ。 関連事業者の範囲が広く、適正課税の観点から、EU型インボイス方式の導入が必要。 所要財源の規模は中程度であり、安定財源の確保の調整が必要。
「精米」 を対象とする場合	関税定率法の別表関税率表に定める精米の譲渡	区分経理に対応した請求書等保存方式（6月5日資料B案）を導入。	税率軽減幅を1%とする 場合：200億円程度 税率軽減幅を2%とする 場合：400億円程度 安定財源の確保策について、別途検討が必要。	対象品目の範囲が狭く、消費者の納得が得られにくい。対象品目の線引き判断に係る事業者の負担は相対的に軽い。 代替性のある品目間（米とパン・うどん等）で税率が異なり、消費行動等を歪めるおそれ。 対象品目、関連事業者の範囲が限定されており、区分経理に対応した請求書等保存方式で対応。 所要財源は小さい。